

水質基準（条例第５９条，施行規則第３６条別表６）

項目	基準値
カドミウム	１リットルにつき０．００３ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機リン（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。）	検出されないこと。
鉛	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
六価クロム	１リットルにつき０．０２ミリグラム以下
ヒ素	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
総水銀	１リットルにつき０．０００５ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、１リットルにつき１ミリグラム以下
ジクロロメタン	１リットルにつき０．０２ミリグラム以下
四塩化炭素	１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
クロロエチレン	１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
１，２－ジクロロエタン	１リットルにつき０．００４ミリグラム以下
１，１－ジクロロエチレン	１リットルにつき０．１ミリグラム以下
１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつき０．０４ミリグラム以下
１，１，１－トリクロロエタン	１リットルにつき１ミリグラム以下
１，１，２－トリクロロエタン	１リットルにつき０．００６ミリグラム以下
トリクロロエチレン	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
１，３－ジクロロプロペン	１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
チウラム	１リットルにつき０．００６ミリグラム以下
シマジン	１リットルにつき０．００３ミリグラム以下
チオベンカルブ	１リットルにつき０．０２ミリグラム以下
ベンゼン	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
セレン	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
フッ素	１リットルにつき０．８ミリグラム以下
ほう素	１リットルにつき１ミリグラム以下
１，４－ジオキサン	１リットルにつき０．０５ミリグラム以下

備考

- 「検出されないこと。」とは、第３項から第５項までに規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壤基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 測定方法（有機リン及び銅に係るものを除く。）は、平成９年３月環境庁告示第１０号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 有機リンに係る測定方法は、規格Ｋ０１０２の４．７．２．１及び７．２．３に定める方法とする。
- 銅に係る測定方法は、規格Ｋ０１０２の３．１１．２、１１．３、１１．４、１１．５又は１１．６に定める方法とする。
- １，２－ジクロロエチレンの濃度は、規格Ｋ０１２５．５．１、５．２又は５．３．２により測定されたシス体の濃度と規格Ｋ０１２５．５．１、５．２又は５．３．１により測定されたトランス体の濃度との和とする。